

第1回半田市墓地管理計画策定委員会 会議録

日 時	令和2年7月16日(木) 午後2時から4時30分
場 所	半田市役所 会議室301
出席委員	竹内 康博 田中 淳子 西川 覚山 横山 良樹 澤田 康夫 角谷 重則 山本 守廣 藏谷 善次郎
欠席委員	—
事務局	市民経済部長 滝本 均 環境課長 大嶽 浩幸 環境課主査 森下 直孝 環境課技師 高橋 康志
傍聴者	1名

会 議 の 要 旨	
発言者等	内 容
	市長あいさつ
	委嘱状の交付
	委員長及び副委員長の選出 (半田市墓地管理計画策定委員会設置要綱第5条で、委員長は委員の互選により定めることとされている。立候補者はいなかったため、事務局より竹内康博委員を推薦し、全会一致で承認される。 副委員長については、同要綱第5条において委員長が指名したものをもって充てることとされている。竹内委員長より田中淳子委員が推薦され、全会一致で承認される。)
	委員長及び副委員長あいさつ
	各委員自己紹介
	委員会の公開及び会議録について
竹内委員長	本日の会議の公開について、事務局より説明をお願いする。
事務局	委員会については公開することとしたい。本日は傍聴希望者1名。また、会議録についても原則公開とし、市ホームページで公表したい。
竹内委員長	事務局の提案について異議はあるか。 (異議なし) 事務局の提案のとおり進めさせていただく。 会議については皆さんの忌憚のない意見をいただきたい。墓地に関しては、ほとんどの方が素人であり、それぞれ色々な考え方がある。集約するのは大変であるが、活発な討議をして、半田市の墓地管理計画が素晴らしいものとなるよう、皆様のご協力をお願いしたい。 それでは、議題1「半田市墓地管理計画策定委員会」について事務局より説明をお願いしたい。

【議題1】半田市墓地管理計画策定委員会について

(趣旨、所掌事項、計画策定スケジュール)

事務局	<p>(趣旨、所掌事項、計画策定スケジュールについて説明。)</p> <p>委員会は今年度中に4回の開催を予定している。ゼロから計画案を作り上げるのではなく、事務局作成の素案について議論しながら、修正して最終案を策定する形で進めたい。行政からの視点だけではなく、実際に墓地を使用されている方や、委員の皆さんのご意見が非常に重要と考えている。</p> <p>最終案策定前には、パブリックコメントを実施予定である。</p>
西川委員	<p>スケジュールでは3月に計画の最終案を策定ということであるが、予算化が必要な事業があれば、年度が1年遅れるということか。</p>
事務局	<p>すぐに翌年度から実施できないことも考えられる。</p>
西川委員	<p>議論の中で早急に実施しなければいけないようなことが出てくれば、あらかじめ今年度行う翌年度の予算編成に組み込むという可能性はあるか。</p>
事務局	<p>委員会でそのような意見が出てきたとしても、すぐ翌年度にということは難しいかもしれない。ただし、緊急性があるものについては、補正予算での対応も考えたい。</p> <p>基本的には、まずは3か年実施計画に計上し、その後、翌年度の予算編成で計上するというのが市のルールなので、それに従うこととなる。</p>
西川委員	<p>今年度は計画のみ策定して、来年度以降に予算化するということか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
横山委員	<p>6つの市営墓地ごとに記載されているのが素案であり、アンケートを取ったうえで「こうしたほうがいだろう」ということが書かれていて、それをこの委員会で「この方向でいいでしょう」「これは無理でしょう」とするのが、管理計画ということか。</p>
事務局	<p>委員会ではあくまで「基本方針」を決めていただくのが趣旨。素案では墓地ごとの基本方針を記載しているが、それぞれの墓地に対する方針まで策定できないということであれば、全体の方向性だけの計画となることも構わない。もちろん、素案に従って墓地ごとの方針まで策定することでもよい。</p>

横山委員	<p>「墓地管理計画」と聞いたときに、墓地の利用規約のようなものを作成することを想像していたが、具体的に個別の墓地をどうするかというのが素案の内容となっている。現状、墓地の利用規約というようなものはあるのか。そのようなものがなくて、とにかく現場をどうしようかというのが先に出てくる話なのか。</p>
竹内委員長	<p>利用規約というよりも、条例があり、条例に色々書いてある。それが良いのか悪いのか、何十年か後を考えて、これで大丈夫なのかというところまで、できれば踏み込みたいと思っている。</p> <p>(事務局には) まず条例を各委員に配っていただきたい。</p>
横山委員	<p>個別の墓地をどうするかという以前に、ランドデザインを描くのと、少子高齢化が進む中で本当にやっていけるのかという視点に立ったうえでの、個別墓地に対する方針の策定だという認識であった。素案のように具体的な墓地に対する方針であれば、スケジュール案でできるとは思うが、もう少し根本のところからやろうと思うと、このスケジュールでは収まらないのではないか。</p>
竹内委員長	<p>半田市には6つの市営墓地があるが、「市営墓地」という概念に入ってくる墓地は、個人的には3か所だと思っている。その他の3つの墓地の実態は「集落墓地」である。それらをすべて市の条例の中で、一本にして管理していく方法もあるだろうし、分けて考えていくということもあるかと思う。個別の墓地をどうするかということもあるかと思うが、そういった全体的なことに対する皆さんのご意見、議論も必要だと思う。</p> <p>また、半田市には多くの寺院墓地があり、キリスト教会の墓地が市営墓地の中にあるなど、問題が多岐にわたり、様々なことを考えていかなければならない。今回、事務局から指針を出してもらったので、それに基づくのか、または外れるかは分からないが、基本的なことを、将来を見据えて考えていきたい。</p>
田中副委員長	<p>「維持管理」という言葉の範囲について、個々のお墓が建っている区画については対象外で、共用の部分、市の財政が投入される部分が対象なのか。また、新たに墓地や施設を作る、再整備するということを含めるのか。</p>
事務局	<p>現状の需要と供給のバランスや、今後、少子化などにより、個々のお墓を持つ方は減ってくると考えられるため、新たな墓地の整備は考えていない。現在ある墓地が雑草だらけであったり、必要な施設が足</p>

	<p>りないということが考えられるので、今あるものの整備も含めて、管理という言葉で表している。</p>
田中副委員長	<p>墓碑の建っている区画には管理は及ばず、共用の通路やごみ集積所などだけの管理という認識でよいか。</p>
事務局	<p>(墓碑の建っている区画についても) 市が使用者に売っているのではなく、お貸ししているというものなので、どのように借りて使っていただくかということはあるが、個人の区画に対してまで、市がどうこうしてくださいというものではないという認識である。</p>
田中副委員長	<p>これから議論していくのは、共用部分の維持管理というのが一つと、少子高齢化などを踏まえて、今ある市営墓地の無縁化などの問題をどうしていくか、施設をどう整備していくかということの2つがあるということによいか。</p>
事務局	<p>そのとおり。管理という言葉であるが、既存の施設の整備も含めた議論をお願いしたい。</p>
竹内委員長	<p>個別具体的に6つの墓地をどうするかということを検討するかどうかは別として、委員会では、将来的なところを含めて検討していきたい。なお、6つの墓地があるが、趣が異なる墓地もあるので、それらを今後どう整理して考えるかということを含めて検討が必要と考えている。</p>
<p>【議題2】半田市墓地管理計画（素案）について</p>	
竹内委員長	<p>半田市墓地管理計画（素案）について事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>(半田市墓地管理計画（素案）の内容について説明。)</p>
竹内委員長	<p>ここからは、事務局の説明について、委員の皆様からの意見や、修正案なども含めて出していただき、議論をしていきたい。</p>
横山委員	<p>最終的には墓地管理料をとれるようにきちんと管理していくというのが市の目的かと思うが、素案に示されている6つの墓地全てに対する整備がすべて完了した段階で管理料を徴収するということか。</p>
事務局	<p>現状では、いつから管理料を徴収できるか確定しているわけではないが、市としては、令和6年度を目途に徴収開始できればと考えてい</p>

	<p>る。そうすると、整備がすべて終わる前に管理料をいただくことになる。しかしながら、管理料をいただくからには、利用される方が満足できるような整備をしなければいけないので、なるべく早く行いたい。</p> <p>墓地使用料のところ、(一部の区画について)「50年間の管理料を見込んで決定した」との説明があったが、いくらなのか。この時点で申し込んだ人については、50年間管理料は取れないと考えられるが、それをどうするのか。この50年間の管理料を見込んだ使用料を収めている人がどれくらいいるのか。</p> <p>また、固定資産税評価額や工事費から計算したと言うが、区画の大きさから考えて、30万円とか36万円という金額は高すぎないか。さらに、その使用料は市のどこに入ったのか。特別会計に入ったのか。</p> <p>墓地を新設しようとする民間業者に対しては、最初に徴収した使用料をどう使うのか、資金計画を出させて許可することになっているはずだが、市営墓地に関してはどうなっているのか。</p> <p>18,000区画のうち、50年間の管理料を見込んだ使用料を支払っている人がどれくらいいるのか、一度資料を出していただきたい。</p>
<p>竹内委員長</p>	<p>墓地使用料のところ、(一部の区画について)「50年間の管理料を見込んで決定した」との説明があったが、いくらなのか。この時点で申し込んだ人については、50年間管理料は取れないと考えられるが、それをどうするのか。この50年間の管理料を見込んだ使用料を収めている人がどれくらいいるのか。</p> <p>また、固定資産税評価額や工事費から計算したと言うが、区画の大きさから考えて、30万円とか36万円という金額は高すぎないか。さらに、その使用料は市のどこに入ったのか。特別会計に入ったのか。</p> <p>墓地を新設しようとする民間業者に対しては、最初に徴収した使用料をどう使うのか、資金計画を出させて許可することになっているはずだが、市営墓地に関してはどうなっているのか。</p> <p>18,000区画のうち、50年間の管理料を見込んだ使用料を支払っている人がどれくらいいるのか、一度資料を出していただきたい。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>今後、管理料を徴収したいとするのは、北部墓地、北谷墓地、乙川一色墓地、黒石墓地の4等地以外の方ということでよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当然、50年間の管理料を見込んだ使用料をいただいている方からは徴収できないと考えている。ただし、「無縁化対策としての管理料」という趣旨でいただくとすれば、それ以外の方たちと差を付ける形で徴収することはあるかもしれない。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>管理料について、区画数や使用者数、市営墓地間の均衡など考慮して決めるものと想定されるが、具体的にいくらぐらいを考えているのか。</p>
<p>竹内委員長</p>	<p>(具体的な金額は)おそらくもう少し後の話となると思う。</p>
<p>西川委員</p>	<p>北部、北谷、乙川一色、黒石の30万円、36万円は、墓地をきれいに整備して、新たに作った際の工事費や、今後の維持管理費を含めて永代使用料として設定したものではないか。それ以外の墓地の使用料は、ずっと昔から、手付かずであった時からの金額と思われる。名古屋では半田と一桁違う金額だが、半田市内のお寺では30~40万円が相場となっている。</p>

事務局	<p>かつては北部墓地も北谷墓地も区画の等級によって金額が異なっていた。その中で、返還された区画を再整備して、再度使用者を募集する際に、再整備費用と将来の管理料を見込んで金額を設定した経緯がある。それまでは、西川委員のおっしゃるとおり、昔のままの金額となっている。</p>
田中副委員長	<p>今後徴収する管理料は、今いただいている、備考欄が空欄の区画の使用者からいただくということなのか。</p>
西川委員	<p>管理料を徴収するかどうかというのは、市としては、（使用者が）お墓をきちんと管理していただければ、必要がないのではないかと。使用者が分からなくなったり、連絡がつかなくなったりということがなく、しっかり使用者は把握できるのであれば、管理料は徴収しなくてもよいというのが、市としての考え方なのではないかと。</p> <p>自分のお寺でも、年間でお墓の管理料をいただいているが、それでも中には連絡がつかなくなり、無縁仏のようになってしまう方もいらっしゃる。そういった方は、何年か待って、合祀の墓へ移している。</p>
竹内委員長	<p>無縁となったお墓からお骨を他に移動する際には、区画への立て札や官報への掲載など、法的な手続きが必要となる。</p>
事務局	<p>市営墓地でも、最初の使用者から代が変わったときに承継の手続きがされず、それ以降の使用者が分からなくなってしまうということが、昔から問題となっている。それが素案の説明であったように5,600区画程あって、置手紙により現在の使用者の連絡先の確認を行ってきた。それでも使用者が分からず、いよいよ誰も管理していないだろうと思われるところについては、委員長のおっしゃられたような手続きに進むのだが、使用者と継続してコンタクトを取り、誰が管理しているか分からないようなことにならないようにするための方法として、管理料という手続きを取ったほうが良いのではないかとということが、ずいぶん前から市の中で議論があった。</p>
竹内委員長	<p>受益者負担というのは大事なことであるが、費用対効果を考えないといけない。横浜市は、管理料を徴収しようと検討したが、数が多すぎてコストが合わないということから、新しいお墓については徴収するが、古いお墓については徴収を諦めた。豊橋も同じような経緯があったと記憶している。</p> <p>机上で「区画数かける単価でこれぐらい取れますね」と計算することは簡単かもしれないが、そのための費用がどれだけ掛かるのか、その辺りを考えながら検討する必要がある。</p>

	<p>また、6つの墓地のうち、有脇、乙川一色、成岩の3つは趣が異なるため、分けて考えたほうが良いのではないかとも思うが、そうすると平等性に欠けるということになり、どうすべきか難しい。</p>
横山委員	<p>6つの墓地を事前に見て回ってきたが、特に黒石墓地は地元の方たちがしっかり管理しているのがよく分かった。そういった共同体の方々がしっかり管理している墓地の管理料をどう取るのか。一律に管理料をかけるというやり方が、そういった地域や集落、共同体の持っている機能をどこまで肩代わりできるのかという問題もある。</p>
藏谷委員	<p>墓地使用料というのは永代使用料ということだが、契約時（使用申込み時）に、区画の返還ルールというようなものが決められているのか。</p>
事務局	<p>特に使用期間が決まっているものではないので、本人から返還の申し出がない限り、ずっと使用していただける。</p>
竹内委員長	<p>管理料の件については、将来的に取るのであれば、まず積算根拠を出すことと、（趣の違う）3墓地をどうするのかを考える必要がある。それから、これまで徴収した使用料の会計がどうなっているのか、やはり疑問である。</p>
事務局	<p>これまで徴収した使用料については、基本的に一般会計で収入している。一部、建設費に充てるために起債を行ったものについて、その償還のために特別会計で処理したことはあるが、半田市では墓地の経理に関しては一般会計で処理している。</p>
竹内委員長	<p>特別会計にしておけば、その中のお金で墓地の管理をどうするのかということになるのだが、（一般会計ではそういった経理がされないため）墓地の管理に使えるお金が「ゼロ」という見方もできてしまう。50年間の管理料を見込んだ使用料を収めている人についても、50年の到達が申し込んだ時期により異なるため、手続的に難しい問題であると考えられる。</p>
事務局	<p>行政の行う事業では、整備した施設によって得られる歳入であっても、整備費と歳入をすべて特別会計で管理して、投資した費用を何年で回収するというような、企業会計的な処理をすべきとされているものが非常に限定されており、それ以外は一般会計の中で処理されるのが通常である。</p>

田中副委員長	50年間の管理料を見込んだ使用料を徴収している墓地と、徴収していない墓地への、市の管理費や労力のかけ方は違うのか。
事務局	6つの市営墓地はすべて同じものとして扱っており、管理料相当分の徴収の有無で区別はしていない。
田中副委員長	北部や乙川一色など、すでに管理料をもらっていて今後もらえないところと、これからもらおうというところがあると思うが、それにより墓地ごとに取り扱いを変えることはないということか。
事務局	北部や北谷でも、過去から使用していて、管理料相当分をいただいている方はたくさんいらっしゃるの、それらの方からの管理料は入ってくる。
田中副委員長	いただいた管理料で、どこまで管理をしてくのか。維持管理、向上ということになると思うが、草刈、通路整備、空き区画の再整備、合葬墓の設置など、どこまでこの管理料で賄おうと考えているのか。
事務局	どこまで管理料で行うのか、または一般財源を使用するのかなど、細かいところはまだ決まっていない。ただし、合葬墓の整備費用については、使用する方からのみいただくという形でないと不公平になると考えている。
田中副委員長	管理料を徴収することになれば、その管理料については何に使用するかということ特定して、規約などに記載しなければいけない。
横山委員	市が合葬墓を作って、そこに納骨した場合、お盆などに何かしたい場合は、個人でお寺さんなどに来てもらうようお願いする形になるのか。
西川委員	そのようになると思われる。私は、合葬墓というと、身元の分からない方などで、引き取り手のいない遺骨だけを納めるものをイメージしていた。墓じまいなどで移す合葬墓は別だと考えていた。
事務局	ここで言う合祀の墓は両方を兼ねるものである。これからの世代の墓地に対する考え方が変わってきている可能性があり、個々のお墓に入れずに、管理のいらぬ合葬墓に入れるのを望まれる方が増えてくるであろうと考えている。
横山委員	市営墓地の中で、宗教行為をすることが許可されていると考えてい

	<p>いのか。</p>
事務局	<p>現実にはされている。</p>
竹内委員長	<p>お経をあげたり、お祈りしたりはできる。ただし、市がやることはできない。</p> <p>合祀の墓というのは、皆さんが望むのかどうかであり、市としてやらなくてはいけないのは、その墓に誰が入っているかを明らかにし、記録をしっかりと残しておくこと。</p> <p>いずれにしても、市営墓地での永代供養ということについては、考えていかないといけないことである。</p> <p>管理料については、根拠と事務経費を出して欲しい。</p>
田中副委員長	<p>管理料を取るのであれば、払わなかった人に対する法的効果を用意しておく必要がある。</p>
竹内委員長	<p>管理料を取る場合、条例で定めることになると思うが、他の自治体の条例を参考にすると、10年間支払わなければ処理できるというところが多い。実際には10年から15年は必要だと考える。</p>
事務局	<p>市としても、徴収コストと未納の場合の公平性をどう確保するかということが一番心配している。</p> <p>管理料で、6つの墓地の1年間の経費すべてを賄うことはできないと考えているが、一般財源で行っている管理の一部に管理料を充てることを考えている。管理料の元々の趣旨は、使用者と継続してコンタクトを取りたいということである。</p> <p>計算の根拠資料については、用意させていただく。</p>
藏谷委員	<p>返還の際の墓じまいなどは市がやっているのか。</p>
事務局	<p>使用者に墓石を撤去してもらい、更地にして返還していただく。条例に「原状に回復して返還する」と規定されている。</p>
澤田委員	<p>自分のところは息子までで先が見えていて、自分もそれほど宗教感というものがない。</p> <p>お墓というのは、個別でも合同でも、先祖を敬いに行くところではなく、自分がそこに行って、今の自分を見つめなおすための場所なのではないか。別にそれは墓地ではなくても、家に何かしら飾りがあればいいのではないかと思う。こういった感覚は、現在では、皆さん大なり小なり感じていることではないか。</p>

	<p>自分は、合同の墓ができれば、そこに入れてもらえればいいという気持ちがある。</p>
角谷委員	<p>市には、使用者の情報があるはずなのに、使用者が不明になっていることがよく理解できない。看板を立てて、連絡が来ないから分からないではなく、これまでの記録があるはずなので、それを追いかけてということはやっていないのか。</p>
事務局	<p>一番最初に登録された方の名前は当然ある。市内の方であれば住民票と墓地管理システムがつながっていて、亡くなったり、転居されたりといった情報は分かる。市外在住者についてはそういった情報が分からず、追跡も行っていなかった。看板を現地に立てて手続きを促してはいるが、全部が全部届け出されない。今後は年に1回、登録の住所に手紙を出して、使用者や住所に変わりがないかを確認する予定である。</p>
横山委員	<p>最初の申し込みの書類は、市にもきちんと残っていないのではないか。市でも把握できていないところはたくさんあると思う。</p>
事務局	<p>元々地域で管理されていて、市に移管された墓地については、書類は残っていない。</p>
山本委員	<p>自分の墓も地域で管理されているときからあったもの。「あなたのところのお墓はここ」というような振り分け方がされてただけで、書類などはない。</p>
竹内委員長	<p>それでは、そろそろ時間となります。本日は墓地管理計画（素案）について意見交換を行ったということで、もう少し細かい数字を出していただかないと、判断ができないかと思う。また、6つの墓地を3つずつに分けて考えざるを得ないのではないかと。ただし、分けると平等性の問題が出てくる。</p>
事務局	<p>そもそも管理料を取るのが適切なのか、徴収コストや公平性、管理料が何のためのものなのかなど、市としても迷っているところもあるため、そこを委員の皆様にご教授いただきたい。</p>
竹内委員長	<p>50年間の管理料を見込んだ使用料をもらっている人ともらっていない人をどう分けるのか。さらに、申込日は一人ひとり違う。そこをどうするのが大きな課題である。</p>

事務局	本日いただいた課題として、次回、こういった資料をお出しすればよいか。
竹内委員長	50年間の管理料を見込んだ使用料を取めている人が、年度ごとでどれくらいいるのか。 それらの人を除いて管理料を徴収するとしたときに、1区画当たりいくらぐらいになるのか。これは、どういう管理をしていくのか、何をどこまで管理するのかという費用で算出されると思う。 それから、徴収コスト。徴収率は8~9割行けば良いのではないか。
田中副委員長	墓地の募集案内には、「管理料を含む」というような表記はないのか。いつから管理料相当分を含んだ金額を使用料としていただいていたのか。
事務局	外部に出すものには一切記載されていない。管理料相当分を含んだ金額の徴収は、墓地拡張時や、区画を再整備して募集をした時からなど、それぞれ異なる。
田中副委員長	募集案内に記載がないということは、今は管理料を取っていないという認識でよいのか。
事務局	管理料という名目では取っていないが、使用料算定の根拠には含まれている。ただし、あくまでも使用料を算出するための内部的な数字であって、管理料として外には出していない。
【その他】(1) 第2回半田市墓地管理計画策定委員会の日程について	
事務局	令和2年9月24日(木)午前中で予定をしておいていただきたい。 また、正式な通知をさせていただく。
【その他】(2) 現地視察について	
事務局	第2回の委員会までに、一度、現地視察を行いたい。 候補日を提示するので、参加できる日にちをご回答いただきたい。
(終了)	